

地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年九月八日）（抄） 法律第百五十三号

（注・この法律は、地方公務員等共済組合法の長期給付及び共済年金に関する規定の施行に伴う経過措置等につき定められたものであるが、ここでは、このうち地方議会議員の年金制度に関する条文のみを抜粋した。）

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の長期給付及び年金である共済給付金に関する規定の施行に伴う経過措置等について必要な事項を定めるものとする。

〔関係条文〕 本法附四〇（長期給付等に関する経過措置）

第十三章 互助会の会員であつた者に関する経過措置等

（定義）

第一百条 この章において「新法」とは、地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百五十二号。以下この章において「三十九年改正法」という。）による改正後の地方公務員等共済組合法をいい、「施行日」とは、新法附則第一条本文に規定する施行日をいい、「旧互助年金法」とは、三十九年改正法による改正前の地方公務員共済組合法による廃止前的地方議会議員互助年金法（昭和三十六年法律第百二十号）をいい、「互助会」とは、旧互助年金法第二条第二項に規定する地方議会議員互助会をいい、「共済会」とは、新法第百五十一条第一項に規定する地方議会議員共済会をいう。

（互助会の会員であつた者の取扱い）

第百一条 互助会の会員であつた共済会の会員は、それぞれ都道府県議会議員互助会、市議会議員互助会又は町村議会議員互助会の会員であつた間、都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会又は町村議会議員共済会の会員であつたものと、その者のこれらの互助会の会員であつた期間はこれらの当該共済会の会員である期間と、旧互助年金法の規定（互助会が支給する年金に係る部分に限る。）はこれに相当する新法の規定と、互助会が支給する年金はこれに相当する年金である共済給付金と、それぞれみなす。

2 施行日の前日までの間における地方公共団体の議会の議員（これに準ずる者として政令で定める者を含む。）としての在職期間（昭和二十二年四月三十日以降の当該在職期間に限る。）で互助会の会員でなかつた期間については、都道府県の議会の議員としての在職期間は都道府県議会議員互助会の会員であつた期間と、市の議会の議員としての在職期間は市議会議員互助会の会員であつた期間と、町村の議会の議員としての在職期間は町村議会議員互助会の会員であつた期間とみなして、前項の規定を適用する。ただし、新法附則第三十五条第二項の規定により共済会に払い込まなければならぬ金額を払い込まなかつた者の昭和三十六年七月一日以降の当該期間については、この限りでない。

3 施行日以前において、市町村の廃置分合若しくは境界変更により町村が市となり若しくは市が町村となつた場合又は町村を市とし若しくは市を町村とする処分があつた場合の年金である共済給付金の基礎となるべき施行日前の地方議会議員の在職期間と施行日以後の地方議会議員の在職期間との合算については、新法第百五十九条第二項の規定の例による。

〔関係条文〕 施行令附七五（互助会の会員であつた者に関する経過措置等）

（年金である共済給付金からの控除）

第百二条 昭和二十二年四月三十日から昭和三十六年六月三十日までの間ににおける地方議会議員としての在職期間を有する共済会の会員又はその遺族

に年金である共済給付金を支給するときは、当該在職期間につき旧互助年金法附則第三項の規定により減額すべきこととされている額（前条第二項の政令で定める者としての在職期間に係るこれに相当する額を含む。）を、同項及びこれに基づく互助会の規約の規定の例により控除するものとする。

〔関係条文〕 施行令附七五の二（沖縄の立法院議員であつた者の取扱い）

（旧互助年金法の規定による互助年金の取扱い）

第百三条 施行日前に給付事由が生じた旧互助年金法の規定による互助年金については、なお従前の例により、共済会が支給する。

（沖縄の立法院議員であつた者等の取扱い）

第百四条 沖縄の共済法の規定に基づく市町村議会議員共済会（以下この条において「沖縄の共済会」という。）の会員であつた者に係る特別措置法の施行の日前に給付事由が生じた沖縄の共済法の規定による共済給付金については、なお従前の例により市議会議員共済会又は町村議会議員共済会が支給する。

2 沖縄の立法院議員又は沖縄の共済会の会員であつた共済会の会員に対し新法の共済給付金に関する規定を適用する場合においては、沖縄の立法院議員であつた期間として政令で定める期間は都道府県議会議員共済会の会員であつた期間と、沖縄の共済会の会員であつた期間（当該期間に算入され、又は当該期間とみなされる期間を含む。）は市議会議員共済会又は町村議会議員共済会の会員であつた期間とみなす。

3 前二項に定めるものほか、沖縄の立法院議員又は沖縄の共済会の会員であつた者で共済会の会員になつたものの共済給付金の額の算定に関して必要な事項その他新法の適用に関して必要な経過措置は、政令で定める。

4 沖縄の市町村の議会の議員であつた者で昭和三十七年十二月一日から昭和四十五年六月三十日までの間に任期満了若しくは解散その他政令で定める理由により退職したもの又はその遺族（沖縄の共済法の規定による遺族

をいう。次項において同じ。)について沖縄の共済法の適用があるものとしたならば沖縄の共済法の規定により年金たる共済給付金を支給すべきこととなるときは、当該年金たる共済給付金については、沖縄の共済法の規定の例により、これらの者に対し、市議会議員共済会又は町村議会議員共済会がこれを支給する。

5 前項の規定は、沖縄の共済会の会員であつた者又はその遺族については、適用しない。

6 第四項に規定する年金たる共済給付金の額の算定方法その他同項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

[関係条文] 施行令附七二の二③・附七五の二、施行規則五一四・五一五

[運用方針] 本条関係(第四項・施行令附則第七五条の二第四項及び施行規則第五条の一五)

(互助年金等の額の改定)

第一百五条 共済会の行う年金である給付の額の改定に関する法令の制定又は改正が行われた場合においては、第一百三条及び前条第一項又は第四項の規定により共済会が支給すべき互助年金及び共済給付金の額を改定するものとし、その改定については、この法律に別段の定めをするものを除き、当該法令の改正規定の例による。

附 則

1 この法律は、昭和三十七年十二月一日から施行する。

附 則

(昭和四十年六月一日法律第百三号)(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十年十月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日

から施行する。

一 (略)

二 第一条中地方公務員等共済組合法第百五十二条、第百五十八条、第百五十九条、第百六十条、第百六十一条、第百六十二条、第百六十六条から第百六十九条まで及び附則第四十条の改正規定並びに同法第百五十九条の次に一条を加える改正規定、同法第百六十一条の次に一条を加える改正規定及び同法第百六十三条の次に一条を加える改正規定

第二条中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第一条、
第百四十五条及び第百四十二条の改正規定

附則第七条の規定

昭和四十年六月一日

附 則

(昭和四十六年十二月三十一日法律第百三十号) (抄)

(施行期日)

1 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。(ただし書略)

附 則

(昭和六十年十二月二十七日法律第百八号) (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

[編者注] 本法の六十年改正附則参照

附 則

(平成元年十二月二十八日法律第九十六号) (抄)

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。(後略)

2 (略)

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、長期給付に関する経

過措置その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。